

2024年診療報酬改定に伴う加算等について

【医療情報取得加算】

オンライン資格確認を行う体制を有しております。
正確な情報の取得・活用のためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【明細書発行体制等加算】

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を発行しております。

発行を希望されない方は、会計の際に受付にお申し出ください。

【医療DX推進体制整備加算】

- ・オンライン請求をおこなっています
- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しております
- ・電子処方箋を発行する体制の導入を検討しています
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制についても導入を検討しております
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、患者様へのお声がけやポスター掲示を行っています

★情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)の初診の場合、
向精神薬の処方はいたしません。

2024年6月1日
はるクリニック